

身体的拘束最小化についての取り組みについて

1 身体的拘束最小化に向けての方針

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。

当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人一が「身体的弊害」や「精神的弊害」を理解し、身体的拘束の廃止や最小化に向けた意思をもち、身体的拘束を行わないケアの実施に努める。

2 身体的拘束最小化チームの設置

医師・看護師・介護職員・薬剤師・ソーシャルワーカー・リハビリスタッフ等、多職種で構成する。

3 身体的拘束の規定

1) 治療を行うにあたり、患者または他の患者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の患者の行動を制限する行為は行わない。

2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

患者個々の心身の状況と、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアをすることが原則である。

しかし、以下3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限な身体的拘束を行うことがある。

- ① 切迫性 : 患者本人または、他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4 身体的拘束の原則禁止

当院においては、原則禁止として身体的拘束及びその行動制限を禁止する。

5 やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、主治医を中心に十分に検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行う。

また身体的拘束を行った場合は、その状況においての経過記録を行い、できる限り早期に拘束を解除できるように努める。

6 共立病院における身体的拘束の定義

患者の自由な行動を制限する行為を「身体的拘束」とする共通意識をもつ。

7 身体的拘束をしないためのケアの工夫を行う

「身体的拘束最小化のための指針」の記載。

8 身体的拘束最小化のための研修

身体的拘束最小化のため、看護師・介護職員・ソーシャルワーカー等に定期的な研修を実施する。
スタッフの新規採用時にも行う。

研修の実施にあたっては実施者・実施日・研修名・

9 身体的拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身体的拘束最小化チームで解除に向けた確認を行う。

10 患者や家族等による指針の閲覧

「身体的拘束最小化のための指針」は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、患者や家族も閲覧できるものとする。

令和6年8月1日

医療法人社団 親和会 共立病院 院長